

# 農林土木工事特記仕様書（令和7年6月1日以降適用）

## （農林土木工事共通仕様書の適用）

**第1条** 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

## （農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

**第2条** 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

### （現場代理人及び主任技術者等）【変更】

#### 1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

##### 1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。  
② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

##### （しゅん工標）【追加】

#### 1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

## （工事成績評定の選択制）

**第3条** 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

（1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合

（2）工事成績表の検査項目別運用表「別紙-2④『7. 法令遵守等』」又は、検査項目別運用表（公共建築工事）「別紙-2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する

行為が行われた場合

(3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

**(1日未満で完了する作業の積算)**

- 第4条 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

1日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

**(熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行)**

- 第5条 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT 25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

**(現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事)**

- 第6条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。
- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改

善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）  
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

#### （資材価格高騰に対する特例措置）

- 第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。  
2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

#### （仮設トイレの洋式化）

- 第8条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。  
2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

#### （建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

- 第9条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について  
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

#### （情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

- 第10条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。  
2 対象工事等は、次のURL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】  
徳島県CALS/EC HP  
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyouuu/>

#### （C C U S 活用推奨モデル工事）

- 第11条 本工事は、技能者の待遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（C C U S 活用推奨モデル工事）」であり、次

の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領（農林）  
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216242/>

#### （ＩＣＴ活用工事【受注者希望型】）

**第12条** 本工事は、「農林土木工事におけるＩＣＴ活用工事試行要領」（以下「要領」という。）に基づき、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

2 本工事は、「要領」第4条に規定するＩＣＴ活用工事（受注者希望型）を適用する。

農林土木工事におけるＩＣＴ活用工事試行要領  
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7209584/>

3 ＩＣＴ活用工事とは、次に示すＩＣＴにおける施工プロセスの各段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) ＩＣＴ建設機械による施工
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

4 受注者は、次の(1)又は(2)のＩＣＴ施工技術の実施を希望する場合、契約後、発注者へ「ＩＣＴ活用工事計画書」及び「ＩＣＴ活用工事施工予定体制」を提出し協議を行い、協議が整った場合に要領第6条～第12条によりＩＣＴ活用工事を行うことができるものとする。

- (1) ＩＣＴ活用工事（受注者希望型）  
要領第3条に示す(1)～(5)の全ての段階においてＩＣＴ施工技術を活用する工事
- (2) 簡易型ＩＣＴ活用工事（受注者希望型）  
要領第3条に示す(1)～(5)の内、(1)(2)(4)(5)、(2)(3)(4)(5)又は(2)(4)(5)のいずれかの組合せでＩＣＴ施工技術を活用する工事

#### （本工事の特記仕様事項）

**第13条** 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

- 1 工事竣工前に必ず監督員立会いのもと、通水試験を行うものとする。  
試験の実施区間は、制水弁設置位置等の関係から、既工事完了区間も含めて実施することとし、試験方法については、監督員と協議のうえ決定するものとする。
- 2 本工事箇所に生育する希少植物に配慮するとともに、発注者が別途実施している環境配慮対策業務について、可能な範囲で協力すること。